

平成18年 6 月29日

株 主 各 位

東京都調布市国領町 8 丁目 2 番地の 1

JUKI 株式会社

取締役社長 中 村 和 之

第91回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第91回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

- 報 告 事 項
1. 平成18年 3 月31日現在の連結貸借対照表及び第91期（平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日まで）連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 平成18年 3 月31日現在の貸借対照表及び第91期（平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日まで）営業報告書、損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号議案 第91期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
(新設)	(機関)
	第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 <u>当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	第5条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株式	第2章 株式
(株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 <u>当社の発行する株式の総数は4億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第6条 <u>当社の発行可能株式総数は4億株とする。</u>
(新設)	(株券の発行)
	第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第7条 <u>当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</u> 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第9条 <u>当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

変 更 前	変 更 後
<p>(新設)</p> <p>第 8 条 当社の<u>単元未満株式</u>を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u>前項の請求があった場合において、当社が<u>売り渡すべき数の株式を有しないときは</u>当社は前項の請求に応じないことができる。</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>前項の請求があった場合において、当社が<u>売り渡すことができる数の株式を有しないときは</u>当社は前項の請求に応じないことができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。<u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。<u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事項および手数料については、この定款に定めるもののほか株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項に定めるほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議</u>によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>— <u>株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合においてはあらかじめ当会社にその代理権を証する書面を提出することを要する。</u></p> <p>— <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または<u>本定款</u>に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>— <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名して会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第16条 (条文省略) (取締役の選任方法)</p> <p>第17条 (条文省略) 取締役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>取締役の選任については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>— 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第21条 (現行どおり) (取締役の選任方法)</p> <p>第22条 (現行どおり) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u> 取締役会は、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を<u>選任</u>することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役各若干名を定める</u>ことができる。</p>
<p>(取締役会の権限)</p>	<p>(取締役会の権限)</p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p><u>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>	<p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>取締役会を開催</u>することができる。</p>
<p>(取締役会の決議)</p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p>
<p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。</p>	<p>第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>— <u>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会の議事録) 第24条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名して、当会社に保存する。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第29条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>—</p>
<p>(相談役) 第25条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(相談役) 第30条 (現行どおり) (取締役会規定) 第31条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</u></p>
<p>(報酬および退職慰労金) 第26条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第32条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第27条 (条文省略) (監査役の選任方法) 第28条 (条文省略) <u>監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第33条 (現行どおり) (監査役の選任方法) 第34条 (現行どおり) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営 業 年 度)</p> <p>第36条 当社の<u>営業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。</u></p> <p>(利 益 配 当 金)</p> <p>第37条 <u>利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録した質権者に支払う。</u></p> <p>(中 間 配 当)</p> <p>第38条 <u>当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録した質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に従い金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(配 当 金 等 の 除 斥 期 間)</p> <p>第39条 <u>利益配当金および定款第38条による中間配当金が支払開始の日から満3カ年を経過しても受領されない時は、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p>— <u>未払配当金等については利息は支払わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事 業 年 度)</p> <p>第43条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(剰 余 金 の 配 当)</p> <p>第44条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(中 間 配 当)</p> <p>第45条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰 余 金 の 配 当 等 の 除 斥 期 間)</p> <p>第46条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p>

第 3 号議案 取締役 3 名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に水野 孝、大竹義博、中村 宏の 3 氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第 4 号議案 監査役 3 名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に村山亮二、若菜允子、井上皓介の 3 氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、若菜允子氏は本総会終結の時をもって退任した監査役田畑 寛氏の補欠として選任され、井上皓介氏は本総会終結の時をもって退任した監査役河村真也氏の補欠として選任されましたので、いずれもその任期は当社定款の定めにより平成20年 6 月開催予定の第93回定時株主総会終結の時までといたします。

また、若菜允子、井上皓介の両氏は社外監査役であります。

第 5 号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第 6 号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決され、退任取締役鈴木恵喜、並びに退任監査役田畑寛、河村真也、栗田盛而の 4 氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の内規に従い、妥当な範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、具体的な金額、贈呈の時期、方法などにつきましては、退任取締役については取締役会に、また退任監査役については監査役の協議にそれぞれ一任することに決定いたしました。

以上

第91期利益配当金のお支払いについて

本株主総会の決議に基づき、第91期利益配当金は1株につき6円に決定いたしましたので、次のいずれかの方法によりお支払い申し上げます。

- ・ 郵便振替支払通知書によりお受け取りの方は、同封の「郵便振替支払通知書」裏面記載の支払方法をご高覧のうえ、最寄の郵便局において、払渡期間内（平成18年6月30日から平成18年7月31日まで）にお受け取りください。この「郵便振替支払通知書」により、お取引の銀行預金口座、郵便貯金口座へのご入金もできます。
- ・ 銀行振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」をご確認ください。ようようお願い申し上げます。